

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 和気町地域包括支援センターの担当者

氏 名

2. 事業所の概要

名 称	和気町地域包括支援センター
所 在 地	岡山県和気郡和気町尺所555番地
事業所指定番号	3302300011
代 表 者 名	和気町長 太田 啓補
電 話 番 号	0869-92-9778
ファックス番号	0869-92-0121
業 務 日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
業 務 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
事業の実施地域	和気町全域
職 員 の 体 制	管理者（兼務） 1名 主任介護支援専門員 1名以上 社会福祉士 1名以上 保健師 1名以上 介護支援専門員 1名以上 看護師 1名以上

3. 事業の目的及び運営の方針

介護保険の理念に基づき、利用者自らが要介護状態になることを予防し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービス及び保健・医療・福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮するとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

4. 提供するサービス

当センターでは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料金

利用料は、介護予防サービス等の提供開始以降1ヶ月あたり次のとおりですが、原則として自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、下記のサービス料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日和気町の窓口にて提供しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

利用料金	4,420円（介護予防支援／月額） 4,420円（介護予防ケアマネジメント／月額）
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円

※初回加算は、新規に介護予防ケアプランを作成した場合に限ります。

※委託連携加算は、委託を開始した月に限り、利用者1人につき1回限りとなります。

6. 苦情及び相談の対応

サービスの提供に関する相談、苦情については、以下の窓口で受け付けます。

和気町地域包括支援センター	所在地 岡山県和気郡和気町尺所555番地 電話番号 0869-92-9778 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
和気町介護福祉課 介護保険係	所在地 岡山県和気郡和気町尺所555番地 電話番号 0869-92-9778 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
岡山県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで 窓口担当 介護サービス苦情処理係

7. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置をとります。

- (1) 虐待防止対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を置きます。

8. 身体的拘束等の原則禁止

- (1) 当センターは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 当センターは、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

9. 衛生管理等

感染症の予防及びまん延防止のため次の措置をとります。

- (1) 感染症対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 事故発生時の対応及び損害賠償責任

事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その他の関係者に連絡し、必要な措置をとります。また、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

11. ハラスメント対策

- (1) 当センターは、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

12. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また担当職員その他の職員であった者が秘密を漏らすこともありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

当センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。